上である場合にあつては主たる漁業の属する漁業の区分に応じそれぞれ別表第二の下欄に掲げる割合とし、主たる漁業の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に三分の二を乗じて得た額に満たない場合にあつては主たる漁業の属する漁業の区分に応じそれぞれ別表第二の下欄に掲げる割合と主たる漁業の次に生産金額の大きい漁業の種類の漁業（以下「従たる漁業」という。）の属する漁業の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を総和平均して得た割合とする。

二　前号に掲げる共済契約以外のもの　別表第二の上欄に掲げる漁業の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる割合（第五十六条の六に規定する漁業の種類にあつては、当該漁業の種類の属する漁業の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合から百分の五を差し引いて得た割合）とする。

（収入とみなされるもの）

第五十二条の二　法第百十一条第二項（法第百十三条第三項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する農林水産省令で定めるところにより収入とみなされるものは、次に掲げるものとする。

一　当該漁業の操業に係る漁獲又は養殖に係る水産動植物が陸揚げ（蓄養いけすへの移替えその他陸揚げに準ずるものを含む。以下次号において同じ。）を行う前に暴風雨その他やむを得ない事由により滅失し、流失し、逃亡し、若しくは腐敗し、若しくは廃棄され、又は損傷し、又は鮮度若しくは品質が低下したことによる損害に対し支払われた又は支払われるべき保険金その他の給付金

二　当該漁業の操業に係る漁獲又は養殖に係る水産動植物が陸揚げを行う前又は陸揚げを行つた後に前号に規定する事由以外の事由により滅失し、流失し、逃亡し、若しくは腐敗し、又は廃棄されたもの及び陸揚げされたものの販売されなかつたもの（現物給与、贈与及び家事消費に係るものにあつては、通常の量を超えるものに限る。）の時価（当該漁獲又は養殖に係る水産動植物が販売されるとしたならばそれによることとされる価格をいう。）による評価額

三　当該漁業の操業に係る漁獲又は養殖に係る水産動植物が陸揚げを行う前又は陸揚げを行つた後に第一号に規定する事由以外の事由により損傷し、又は鮮度若しくは品質が低下したものの時価（当該漁獲又は養殖に係る水産動植物が損傷せず、又はその鮮度が低下しないで販売されるとしたならばそれによることとされる価格をいう。）による評価額から当該漁獲又は養殖に係る水産動植物の販売金額を差し引いて得た額

四　当該漁業の操業に係る漁獲又は養殖に係る水産動植物の数量又は品質が通常の当該漁業の操業に係る漁獲又は養殖に係る水産動植物より減少又は低下したことによる損失に対し支払われた又は支払われるべき賠償金

（生産金額の認定基準）

第五十二条の三　法第百十一条第二項の規定に基づき組合が金額を認定するには、当該漁業の操業に係る漁獲又は養殖に係る水産動植物の販売金額の合計額を基準とし、次に掲げる事項を勘案して算定した金額に、前条の規定により収入とみなされるものの金額を加えて得た金額により行わなければならない。

一　当該水産動植物の販売方法及び販売場所その他の販売事情

二　事故その他の事由による当該水産動植物の品質の低下又は品質の低下の有無に係る状況が正しく認識されないことに起因する当該水産動植物の販売価格の低下による損失に対し支払われた若しくは支払われるべき賠償金の支払の状況

（新設）

（新設）